

◎岐阜県青少年健全育成条例施行規則

制定 昭和三十六年三月七日 規則第二十一号
 改正 昭和三十九年二月十一日 規則第六号
 昭和四十二年三月三十一日 規則第十九号
 昭和四十七年四月七日 規則第二十八号
 昭和四十七年十一月二十四日 規則第三十三号
 昭和四十八年四月一日 規則第二十七号
 昭和五十一年四月一日 規則第四十六号
 昭和五十二年二月十八日 規則第十七号
 昭和五十四年四月十三日 規則第五十六号
 昭和五十五年二月二十六日 規則第九号
 昭和五十七年四月一日 規則第四十五号
 平成元年十一月二十四日 規則第七十七号
 平成五年四月一日 規則第四十一号
 平成六年三月十日 規則第四十九号
 平成七年十月二十七日 規則第九十四号
 平成十年一月三十日 規則第三号
 平成十年四月二十八日 規則第七十二号
 平成十一年四月一日 規則第五十七号
 平成十二年四月一日 規則第一八四号
 平成十四年四月一日 規則第五十八号
 平成十五年四月一日 規則第六十一号
 平成十七年三月七日 規則第十四号
 平成十七年三月二十五日 規則第一〇六号
 平成十七年十月六日 規則第六十九号
 平成十八年四月一日 規則第六十八号

(総則)

第一条 この規則は、岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定興行の揭示)

第二条 条例第十条第三項の規定による揭示は、別記第一号様式によるものとする。

(写真等の内容の指定)

第三条 条例第十一条第二項第一号から第三号まで及び条例第十条第二項第一号の規定による写真若しくは絵又は描写の内容は、次に掲げるものと別に定めるものとする。
 廣 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態
 廣 性交又はこれに類する性行為
 (性交等の用に供するがん具等の内容)

第四条 条例第十一条第二項第四号ロに規定する規則で定める形

状、構造又は機能を有するものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 廣 性器の形状をなし、又はこれに著しく類似するもの
 廣 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有するもの
 廣 全裸又は半裸の人形(気体又は液体で膨脹させ、人形となるものを含む)

(有害指定図書類等の陳列方法等)

第五条 条例第十三条第一項に規定する規則で定める方法は、有害指定図書類等の陳列場所に青少年の購入、借受け、閲覧、視聴及び聴取を禁ずる旨の揭示をし、かつ、次の各号(条例第十一条第二項第三号に該当して有害指定図書類等とされたものについては、第一号、第四号及び第五号に限る。)のいずれかに該当する措置をとることとする。
 廣 有害指定図書類等を陳列する場所を、カーテンその他青少年を当該場所から自由に入出入りできなくするための物で仕切ることを。
 廣 ビニール袋等による有害指定図書類等全体の包装又は伸縮しない材質のひもによる十字掛け若しくはたすき掛けその他の方法により、有害指定図書類等を閲覧できない状態にして陳列すること。
 廣 有害指定図書類等を床面から百五十センチメートル以上の高さに陳列すること。
 廣 有害指定図書類等を背表紙のみが見えるように陳列すること。ただし、第三条に該当すると認められる内容の写真又は絵が当該背表紙に掲載されている場合は、この限りでない。
 廣 前各号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成を阻害するおそれがないと知事が認める措置

(自動販売機等の設置の届出等)

第六条 条例第十四条第一項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。
 廣 トランプ、ペンダント、キーホルダー、ネクタイ、ハンカチ又は財布で、全裸若しくは半裸の姿態又は性愛の姿態の写真若しくは絵を掲載したもの
 廣 性器を形どつた物(性器を形どつたものが構成部分の一部を占める物を含む)
 廣 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供するがん具等
 廣 専ら性欲を刺激するための下着
 廣 条例第十四条第三項の規定による自動販売機等の設置の届出は、自動販売機等設置届出書(別記第三号様式)に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。
 廣 自動販売機等管理者の住民票の写し(法人にあつては登記事項証明書)
 廣 自動販売機等管理者が当該自動販売機等の管理を行うこと

を承諾していることを証する書類(別記第四号様式)

・ 自動販売機等の設置場所の提供者が当該自動販売機等の設置を承諾していることを証する書類(別記第五号様式)

3 条例第十四条第三項第四号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

廣 条例第十四条第一項に規定する自動販売機等業者(以下「自動販売機等業者」という。)が法人の場合にあつては、その代表者の氏名

廣 自動販売機等業者の連絡先

廣 自動販売機等業者が自動販売機等の所有者でないときは、自動販売機等の所有者の住所及び氏名又は名称

廣 条例第十四条第一項に規定する自動販売機等管理者(以下「自動販売機等管理者」という。)の連絡先

廣 他人の土地又は建物に自動販売機等を設置するときは、当該設置を承諾した者の住所及び氏名又は名称

廣 自動販売機等により販売し、又は貸し付けしようとする物の種類

・ 自動販売機等の名称、形式及び製造番号

・ 販売又は貸付開始予定年月日

4 知事は、第二項の届出書を受理したときは、受理書(別記第六号様式)を当該届出をした者に交付するものとする。

(自動販売機等の設置の届出の変更届出)

第七条 条例第十四条第四項に規定する規則で定める事項は、同条第三項第一号から第三号まで及び前条第三項第一号から第七号までに掲げる事項(条例第十四条第三項第二号に掲げる事項については、所在地番を異にして自動販売機等の設置場所を変更する場合を除く。)とする。

2 条例第十四条第四項に規定する届出事項の変更の届出は、自動販売機等設置届出事項の変更届出書(別記第七号様式)によるものとする。

3 前条第四項の規定は、前項の届出について準用する。

(自動販売機等への表示)

第八条 条例第十五条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
 廣 自動販売機等の届出番号
 廣 自動販売機等の設置場所
 廣 自動販売機等業者の連絡先
 廣 自動販売機等管理者の住所、氏名又は名称及び連絡先
 廣 自動販売機等管理者の住所、氏名又は名称及び連絡先
 2 条例第十五条に規定する自動販売機等への表示は、別記第八号様式によるものとする。

(有害広告文書等の配布の方法)

第九条 条例第十九条第四項に規定する規則で定める方法による場合は、内容物が透視できない封筒又は袋で納入口を封じたものであつて、その外部に十八歳以上の受取人の氏名を記載したもの

による場合とする。

(深夜の入場を制限する旨の掲示)

第十条 条例第三十条第二項の規定による掲示は、別記第九号様式によるものとする。

(審議会委員の任命)

第十一条 条例第四十一条に基づく岐阜県青少年育成審議会(以下「審議会」という。)の委員は、次に掲げる者について知事が任命する。

- 廣 学識経験者一三人
- 廣 県議会の議員一人
- 廣 報道関係者二人
- ・ 関係業界の代表四人

(公長)

第十二条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によつて定める。

(公長の職務及びその代理)

第十三条 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(公議)

第十四条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第十五条 審議会に次の部会を置き、当該各号に定める事項を分掌して調査審議させるものとする。
廣 第一部会青少年の健全な育成に関する総合的施策の樹立につき必要な事項及び条例第七条に規定する事項

廣 第二部会条例第八条の優良興行等の推奨、条例第十条の有害興行の指定及び条例第十一条の有害図書類等の指定に関する事項

・ 第三部会条例第十七条の有害刃物等の指定、条例第十八条の有害広告物の撤去等及び条例第十九条の有害広告文書等の指定に関する事項

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 会長は、必要と認めるときは、前条の規定にかかわらず、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。この場合において会長は、次の審議会においてその旨を審議会に報告しなければならない。

5 第十三条第二項及び前条の規定は、部会について準用する。

第十六条 前四条に定めるもののほか、審議会の議事の手続その他

審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

(立入調査員)

第十七条 条例第四十五条第一項に規定する者は、次に掲げる者のうちから知事が指定し、及び必要に応じ委嘱するものとする。

- 廣 環境生活部男女参画青少年課の職員
- 廣 振興局(振興局に置かれる事務所を含む。)及び子ども相談センターの職員
- ・ 教育委員会事務局学校支援課及び社会教育文化課並びに教育事務所教育支援課の職員並びに高等学校、中学校及び小学校の生徒指導担当の教員
- ・ 警察官
- ・ 少年補導職員
- ・ 市町村の職員のうち青少年担当の職にある者及び知事が特に必要と認めた者
- ・ 青少年育成推進指導員

前各号に掲げる者に準ずる者として市町村長が推薦し知事が特に必要と認めたもの

(立入調査証明書)

第十八条 条例第四十五条第三項に規定する身分を示す証票は、別記第十号様式によるものとする。

(届出書の提出部数)

第十九条 第六条第二項及び第七条第二項の届出書の提出部数は、二通とする。

附 則 この規則は、昭和三十六年四月一日から施行する。
附 則 (昭和三十九年二月十一日規則第六号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十二年三月三十一日規則第十九号抄)
この規則は、昭和四十二年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四十二年四月七日規則第二十八号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十七年十一月二十四日規則第三百三十三号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十八年四月一日規則第二十七号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十一年四月一日規則第四十六号抄)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十二年二月十八日規則第十七号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十二年四月十三日規則第五十六号)
この規則は、昭和五十四年七月一日から施行する。

附 則 (昭和五十五年二月二十六日規則第九号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十七年四月一日規則第四十五号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年十一月二十四日規則第七十七号)
この規則は、平成元年十二月一日から施行する。

1 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により交付されている合格証、許可書等の証票は、この規則による改正後の規則の規定により交付された証票とみなす。

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている用紙(以下「旧用紙」という。)がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則 (平成五年四月一日規則第四十一号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年三月十日規則第十三号)
この規則は、平成六年四月一日から施行する。

1 この規則は、平成六年四月一日から施行する。
岐阜県青少年保護育成条例の一部を改正する条例(平成五年岐阜県条例第三十号)附則第三項の規定による届出は、改正後の岐阜県青少年保護育成条例施行規則第三条の二第二項の自動販売機等設置届出事項の変更届出書により行うものとする。

2 岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

附 則 (平成六年四月一日規則第四十九号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成七年十月二十七日規則第九十四号)
この規則は、平成八年一月一日から施行する。

附 則 (平成十年一月三十日規則第三号)
この規則は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成十年四月二十八日規則第七十二号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十一年四月一日規則第五十七号)
この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に自動販売機等により改正後の岐阜県青少年保護育成条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第三条の三第一項第三号又は第四号に規定するものを販売し、又は貸し付けている者に関する岐阜県青少年保護育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号。以下「条例」という。)第六条の四第三項の規定の適用については、同項中「販売又は貸付けを開始する前に」とあるのは「平成十一年四月三十日まで」とする。

3 この規則の施行の際現に条例第六条の四第三項の規定による届出をしている者は、平成十一年四月三十日までに、改正後の規則第三条の三第三項第七号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

附 則（平成十二年四月一日規則第百八十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十四年四月一日規則第五十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十五年四月一日規則第六十一号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第四条第一号、第三号及び四号の改正規定並びに同条第五号及び第六号を削る改正規定は、平成十五年五月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定により交付されている証票は、この規則による改正後の規則の規定により交付された証票とみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている用紙、掲示及び表示（以下「旧用紙等」という。）がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、旧用紙等をそのまま使用することを妨げない。

（岐阜県青少年問題協議会設置条例施行規則の廃止）

4 岐阜県青少年問題協議会設置条例施行規則（昭和三十二年岐阜県規則第九十号）は、廃止する。

附 則（平成十七年三月七日規則第十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年三月二十五日規則第十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年十月六日規則第一〇六号）

（施行期日）

1 この規則中第一条、次項及び附則第三項の規定は公布の日から、第二条並びに附則第四項及び第五項の規定は平成十八年二月一日から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の岐阜県青少年健全育成条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により交付されている証明書等の証票がある場合においては、同条の規定による改正後の岐阜県青少年健全育成条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定により交付された証票とみなす。

3 第一条の規定の施行の際現に旧規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、新規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

4 第二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の岐阜県青少年健全育成条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により交付されている証明書等の証票がある場合におい

ては、同条の規定による改正後の岐阜県青少年健全育成条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定により交付された証票とみなす。

5 第二条の規定の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている用紙（以下「改正前の用紙」という。）がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（平成十八年四月一日規則第六十八号）
この規則は、公布の日から施行する。